

日本中世文化における「喫茶」の考察—公事と遊芸を中心に—

文学研究科日本文学文化専攻博士前期課程修了 田村 妙子

【はじめに】

本稿は日本の中世文化における「茶の湯」以前の「喫茶」行事で行われた飲茶方法等の実態を明らかにするものである。

古代の「喫茶」その歴史を辿れば、古くは天皇家の公式行事「季御読経」等の法会后に、衆僧に饗応する「引茶」⁽¹⁾を行う宗教的・儀式的な要素を持っていた。そして、儀式後には酒宴を伴い、いわゆる遊宴という饗応形態で終わることが確認できる。その資料は安和二年(九六九)三月の『西宮記』⁽²⁾、天延二年(九七四)八月の『親信卿記』⁽³⁾、天喜四年(一〇五六)二月の『江家次第』⁽⁴⁾等の古代儀式書・日記である。なお、これらの記録の一部には煎茶法の形態も載っている。

その後、建久二年(一一九二)に栄西が二度目の入宋から帰朝すると点茶法が移入される。中世には茶園の拡がり等によって、「喫茶」は古代の儀式的な「引茶」を受け継ぐだけでなく、僧侶や武家において薬用の茶にもなっており、わが国最古の茶書『喫茶養生』

記⁽⁵⁾(成立建保二年(一二二四))には茶の薬効が記されている。

ところで、遊芸のひとつである「喫茶」の呼称のうち、従来の「闘茶」(本稿では「茶勝負」と呼ぶ)⁽²⁾が行われた場には様々な階層が集い、約百五十年にわたって流行した。これは広く、飲料の茶⁽³⁾等、「喫茶」の普及する歴史的過程でもあった。

さて、本稿では冒頭に掲げた飲茶の方法の実態を考察するために、日本中世の儀式書『年中行事秘抄』⁽⁴⁾等を確認した。これらの中世の儀式書は、公事(朝廷で行われる公的行事)の先行書である『西宮記』、『江家次第』等を範としており、独自の内容を持っていない。すなわち、儀式化された公事の「喫茶」行事には、記録上、古代から中世にかけて大きな変化はないと言える。併せて、公事の「季御読経」⁽⁵⁾、「五檀法」⁽⁶⁾等の儀式後に行われる遊宴・遊芸の実態については、天皇の日記である『光厳院宸記』(出典：宮内庁書陵部解題)により、当該期の呼称を使用。本稿では以降『光厳院宸記』とする。東山御文庫書写版の外題は『花園院宸記』である⁽⁵⁾。および

北朝の朝儀・公事を中心にした日記であり、公事の儀式を執り行う少外記、記録所寄人としての立場をもつ中原師守の『師守記』(6)を一次史料の一つとして検討し、「喫茶」が途絶えたとされる期間(7)も、その実態が確認できると判断した。

なお、古代の儀式書等と併せ『師守記』を通して、公事「季御読経」の年次的記録が更新されていることを確認し、同時に遊芸の「喫茶」である「茶勝負」の性質も明らかにできた。すなわち、日本中世の喫茶文化とは公事と遊芸が不可分なものであったことを述べる。

一、「季御読経」を中心とする公事について

「季御読経」とは季ごとに衆僧(大勢の僧)を請じて、『大般若経』を転読(長い經典の一部を読み全体を読んだものとする方法)する宮中仏事である。その役割は天皇の安寧と国家の安泰を祈願する法会行事であり、周知の通りである。

四季の御読経は清和帝期の貞観元年(八五九)で成立し、陽成帝期の元慶元年(八七七)に春秋の二季となったことは『日本三代実録』(8)や『年中行事秘抄』、『今昔物語』(9)等にも示されている。「季御読経」の儀式次第を先行書等から確認すると概略は次の通りである。

初日には公卿の中でも指揮する立場の上卿が座について、法会が

始まる。説法・転読等の定まった儀式を朝座(朝の講座)、夕座(夕の講座)で行う。第二日は(古くは第三日)法会とともに「引茶」が行われる。第三日は論議(教義を明らかにするための問答)があり、第四日は法会の修了を意味する結願を迎える。そして、法会修了後に公卿等に対して饗応を行うことが、代表的な宮中法会行事の次第である。その一つとして「季御読経」はこの一環した次第を儀式化・定型化し、法会を成立させている。法会は他に仁王会、五壇法、御影供(『慕婦絵第五卷』人麻呂影供等)・最勝講などが行われた。

先に述べたように、天皇家・公家の古代の公式行事「季御読経」の「引茶」を通して行われた様子は、冒頭で述べた『西宮記』(10)『親信卿記』(11)『江家次第』(12)等を通して見ることができ、以下順に確認していく。

一、の一『西宮記』

安和二年(九六九)頃三月

所承和例云、三月一日、差造茶使^一。粮並雜物、行内蔵寮^二者使一人、侍醫・校書殿執事一人、共造^三之。校書殿使摘茶^四進所。藥殿生以^五舛量請。造法見^六例文^七也。

臨時一 御読経 上卿依^一仰、於陣定^二僧名^三、(中略) 夏引茶^四仰^五内蔵藥殿^六。四位行香、五位六位引茶、甘葛煎所茶、藥

殿。土器等之類、蔵司。(以下略)

平安時代の行事を記録する源高明著『西宮記』は安和二年(九六九)頃成立した。延喜(九〇一〜九二二)以後の公事・行事の儀式次第、作法、装束制度などについての儀式書である。ここでは「承和例」(承和・八三四〜八四八年)を挙げている。内裏内(校書殿)には茶園があつたことがわかる。三月一日に内蔵寮へ造茶使を差し向け糧(糧)や雑物を受取つていた。侍医・校書殿執事の下で、例文を見ながら茶を造り、校書殿の使いが茶を摘み、運ぶ。菓殿生が外で計量するなど管理していた。臨時の御読経も同様で、上卿の指示によって陣定(国政議定の一方式)において請すべき僧名などをきめた。夏季に行われる場合も「引茶」が菓殿の指示で行われた。四位の者は行香(僧侶に焼香の香を配る)を担当、五位・六位は「引茶」を担当していたことから官位によって役割分担していることがわかる。

一、の二 『親信卿記』

① 『親信卿記』天禄三年(九七二)八月二十日条

是月、有春季御読経、或三月修之、召分僧廿口、於御在所修之、(中略)朝座了、王卿侍臣行香、殿上六位一人捧火蛇隨後、事了僧侶退出、次王卿及中少将下殿、御結願日又同之、三个日夕座、侍臣施煎茶於衆僧、相加甘葛煎、又厚朴・生薑等、隨

要施之、紫震(宸)殿所衆・雑色等参上、於件茶者、着於大極殿之時又同、但茶用器等見所例也、(中略)

② 廿四日、季御読経初日也、其儀如例、但始申剋、朝夕座一度行、是專無先例、依之無引茶、(以下略)
(季御読経の指図あり)

③ 『親信卿記』天延二年(九七四)八月十五日
可召仰諸司、

内匠南殿障子、縫殿御帳帷、内蔵御、差油・脂燭布・土器・折櫃・瓶子・生薑・布施

圖書 主殿□浴女官・□□ 掃部同女官・御帳、
左右近駕輿・丁香春、左右衛士菓殿事、

藏人所香・甘葛煎・廻文着小舎人・犬防

菓殿申請云、茶七十枚・生薑九升・生絹二尺

中折櫃四合・水桶二口・杓二柄

讚岐甕四口・炭四石五斗、

已上三箇日料云々

御精進事、

四衛府、(十九日左衛門(源延光)督、廿日右衛門(源重光)督当番也、

日次所、左右衛門、河御贅等可□(仰力)、
内膳、(可加仰仏供事)、

大膳、

造酒

『親信卿記』は著者平親信（九四六―一〇一七）が桓武平氏である蔵人・檢非違使（天皇家の家政職・治安維持職）任中（九七二―四）に記した日記である。

この三件の記録は八月秋の事例である。①天禄三年（九七二）八月二十日条と③天延二年（九七四）八月十五日条は、通常秋には行われない「引茶」を伴った特別な行事となったようである。まず、①天禄三年八月二十日条は春季御読経の例を示し、春は三月に行うとしている。僧侶は二十口（名）ずつ分けて招請し、御在所（清涼殿）で行われる。（中略）朝座（朝の講座）が終了すると王饗・侍臣が行香し、六位の一人が火蛇（仏事に用いる蓋つきの香炉）を捧げもち、後ろに随う。僧侶が順次退出すると次に王卿と中少将が下がる。結願日も、また同じである。同様に三日間、夕座（夕の講座）が行われ、侍臣が衆僧に煎茶を施すが、甘葛煎（あまぢやづる）や厚朴（ほおのきの樹皮）・生薑（しょうが）を必要に応じて加えている。「季御読経」で茶を用意するのは天皇家の家政機関の中樞である蔵人所の下級役人である雑色等の担当であった。②八月廿四日条の記録は秋の一例で、朝夕の講座を一度行い、「引茶」は行われていない。③天延二年八月十五日条は、儀式に必要な用具や物が担当の司に割振られている。内匠には障子、縫殿には帳帷（とばり。室内に垂下げた布）、内蔵には土器、生薑、布施等、蔵人所では香・甘葛煎等を準備している。薬殿では茶、生薑など三日分を

用意し、茶葉七十枚を入れて煎じ、讃岐甕四個に入れたようだ。貴重な茶葉七十枚に対し、生薑の量は多い。出来上がった煎茶を僧侶に施したと考える。これらは具体的な公事における茶の作り方を確認するための貴重な記述と言えよう。

生絹二尺（約六十cm）は僧侶への布施物のひとつであろうか。衆僧の人数は『日本三代実録』・『年中行事秘抄』において貞観元年（八五九）二月二十五日条では六十四名の僧侶、元慶元年（八七七）三月二十六条には百廿名の僧侶が招請された。饗応の段には、朝廷の諸行事に奉供する四衛府の源延光（九二七―九七六）源重光（九二三―九九八）が交代で担当している。さらに膳を仏に供えた後、饗応の膳で酒宴となっている。

一、の三『江家次第』

天喜四年（一〇五六）二月

上卿一人着南殿例。天喜四年《三ヶ日毎夕座侍臣施煎茶》。衆僧相_二加甘葛煎_一。亦厚朴・生薑等随_レ要施_レ之。紫宸殿所雑色等参上施_二件茶_一。於大極殿_二修時亦同。但用_二茶器等_一見所例也。蔵人式_一

上卿不_レ候之例。延長八年殿上人着_二

南殿_一。応和元年

竟日、第四日。承平元年（九三一）五月廿七日始_レ之。

廿九日結願。依^二明日忌火^一也。
其儀如^二初日^一。但不^レ立^二佛供聖供等机^一。

佛前香華机前立^二佛布施机^一。綿十屯以^二緑帛裹之^一。置^二於机^一立^二佛前^一。法用後次将^二仰度者^一。詞曰。大法師等爾杖取給不。僧申云。穴賢。行香如^二初日^一。咒願三禮畢後。從^二法師申^一布施。咒願。

王卿着^二陣座饗^一。

一献之後、大弁申文（以下略）

大江匡房著『江家次第』は平安時代後期の朝儀・公事の次第を詳記した儀式書である。公卿の中で指揮する役割の上卿が、一人で南殿の定座に着いている。天喜四年（一〇五六）は、三日間夕座ごと侍臣が衆僧に煎茶を施している。紫宸殿の藏人所の下級廷臣の雑色が参上して甘葛・厚朴・生薑を加えた煎茶を施した。大極殿に於いて行う時も亦同じである。但し、茶に用いる器は「藏人」所の例にみえる」とあり、先例の儀式作法の規定である藏人式⁽¹³⁾を踏まえている。上卿がいな場合では延長八年（九三〇）に、殿上を許された人が南殿に着いた。竟日、第四日となるのは承平元年五月廿七日に始まったが、廿九日に修了を迎えた。翌日は神聖な火を使い、仏前には香や花等の布施物を机の上に立てる。この飾り付けは三具足（香炉、燭台、花立）である仏具を本尊に向かって置きあわすのと同じ様式である。綿十屯（綿の重さをはかる単位）は緑の帛（絹布）に裹（包）み仏前の机に置いている。法要後、大将の次

に位する次将（近衛次将）が度者（出家を官許された僧尼の類）に仰せになる。その仰せになる詞は「大法師等に杖取給ふ」とし、衆僧は「『あなかしこ』と謹んでお答え申します。」とある。行香を初日に行い、咒願（祈願）が行われ次に三禮（礼）で畢（終）る。從^二法師^一（法会の際、威儀師の指示に従って種々の威儀をただす役目の僧）という進行役が布施について申し述べ咒願が終る。王卿は陣座の饗に着き、一献の後は大弁（太政官の最上位）が申文をする（以下略）

このように、本稿で取り上げた古代からの儀式書等で、公事の「喫茶」の「引茶」や飲茶形態の実態を捉えることができ、「引茶」は法会のひとつ「季御読経」を中心に、定型化した儀式の中で僧侶に施されていたことが確認できた。

「季御読経」は、中村修也氏によれば十三世紀頃（『猪隈閑白記』承平三年（一二〇九）五月二十六日条）⁽¹⁴⁾、相馬範子氏は『民経記』天福元年（一二三三）五月二十二日条）まで実施があったと述べている。⁽¹⁵⁾

しかしながら、『師守記』（前掲6）によって、「季御読経」は左記の通り十四世紀まで行われていた記録が確認できる。

一、の四『師守記』にみる「季御読経」

暦応三年（一三四〇）二月廿日条

甲辰 天晴・・・

今日為頭卿為治朝臣奉行、季御読経三月例可被注進云々」

①曆応三年二月廿一日条

(頭書)

「今日大服茶、勝負事有之、」

(裏書)

「廿一日

季御読経三月例

寛元々・三・廿四季御読経始也

宝治元・三・廿三同始

文永五・三・廿二同始

建治三・三・廿 同始

弘安三・三・十三同始

嘉元二・三・廿五同始

徳治元・三・十八同始

此外猶存例」

②曆応三年二月廿八日条

辛亥、天晴、今日鎌倉大納言源尊氏卿征夷大將軍正二位院参

云々、今年初度也、不参内裏云々、院参許也、

(頭書)

「今日為頭卿為治朝臣奉行、季御読経来月廿日之由、被触申

了」

③貞和元年(一三四五)八月廿日条 (紙背)

廿日

最勝講中絶准據例事注進

(中略)

只今師茂参仕之時、被尋下候穢中最勝講例、引勘候之処、宝

治元年五月十八日被始行内最勝講、(中略)

保安二年正月廿六日 禁中御膳刃下女頓死、(中略)

二月十三日、於院被供養尊勝陀羅尼、此外穢中被行仁王会、

若季御読経例存之候、但元徳二年十月廿四日、今日可被始行

最勝講云々、而 内裏穢中依无先例延引坎云々、所見如此候、

可令得其御意給候乎、師茂誠恐謹言、

八月廿日 師茂状

菅少納言殿 被申殿下

〈一、の四①～③の解説〉

①は春の「季御読経」が直近に迫っていることから、曆応三年二月廿日に報告している。そして翌日の二月廿一日条において、頭書

には「今日大服茶、勝負事有之、」と書かれ、「茶勝負」有とし、併

せて裏書には過去の春の三月例実績を報告している記録がある。こ

れによれば「寛元々・三・廿四季御読経始也」(一二四三)の記述

から、さらに徳治元年(一三〇六)までの記載があり、加えて「此

の外の例が存る」と記されている。『師守記』は暦応二年（一三三九）以降の日記であり、徳治元年までの詳細は記されていない。

また、②には暦応三年二月廿八日条 暦応元年に征夷大將軍正二位に就いた足利尊氏が「今年初めての院参」する際の頭書の記載である。「季御読経」が翌月廿日に迫ることについて触れている。報告した暦応三年にも「季御読経」を実施した可能性は高いと言える。

秋の記録③は貞和元年（一三四五）八月廿日条で裏書（紙背）にある、保安二年（一一二二年）の法会の一つである最勝講の例である。この年は禁中で下女の頓死や尊勝陀羅尼の供養などの穢けがれがあったとされる。しかし、「季御読経」の同類儀礼⁽¹⁶⁾の仁王会若しくは、「季御読経」が実施されていた。また、元徳二年（一一三二〇）十月廿四日の最勝講中絶の例を記し、昔少納言宛に師守の兄の師茂が報告している。諸法会について中村修也氏は

季御読経に限らず、どのような御読経でも正式に行えば、季御読経の場合と同じく、引茶の行事が行われたのである。（中略）
他の仁王会等の諸法会においても茶が使用された可能性を示唆する。⁽¹⁷⁾
と述べている。

二、遊芸のひとつ「茶勝負」について

日本中世の喫茶形態の一つを一般には広く「闘茶」⁽¹⁸⁾と呼ん

でいるが、正慶元年（一三三二）の『光嚴院宸記』にある懸物を伴う「飲茶勝負」から始まり、『師守記』には「大服茶、勝負事有之」とあることから本稿では「茶勝負」とした。遊芸のひとつ「茶勝負」について述べるにあたり、本研究過程でこの「喫茶」の実態から新たな性質も明らかにできたことを報告する。呼称は「茶勝負」の他に飲茶勝負・茶寄合・四種十服茶等があり、茶の味の善し悪しを味わい、その産地を当てる遊びであった。

先行研究の中で、橋本素子氏は「南北朝期の闘茶」について『建武式目』の茶寄合・連歌会を取り上げて、「…その裏で莫大な賭博をしていたことが問題であって、茶寄合そのものを悪だといって禁じているわけではないのである」⁽¹⁹⁾と述べている。また、林屋辰三郎氏は

南北朝時代には、〈ばさら〉（婆娑羅）ということが、この時期の美意識となった。〈ばさら〉とは、身分不相応に派手で、遠慮のない振舞いのことである。（中略）（佐々木）道誉はすでにのべたように、武家の倫理にとらわれず、時に裏切りもすれば、降参もするというような自由奔放な性格だから、〈ばさら〉の典型のように考えられたのである。彼の場合は多くはのちにのべる茶寄合や立花の風流の興行などに現れていたが、（以下略）⁽²⁰⁾

と述べている。このように従来の「闘茶」（茶寄合）は「博奕性」と「バサラ性」の性質を持つものとして描かれていることを論じて

いる。

しかしながら、筆者は本研究の過程で『師守記』の「茶勝負」にはこの性質が付帯されていないことを確認している。なお、筆者の修士論文の一次史料『八坂神社記録』、『大乘院寺社雑事記』、『お湯殿の上の日記』等について、懸物を中心に分析した結果では、同様に「博奕性」・「バサラ性」は認められない。よって先行研究で言われている遊芸の「喫茶」のひとつである「鬪茶」とは異なる。

天皇家・公家の嗜みとして遊芸の一つに属する「喫茶」の一形態「茶勝負」は連歌会と同様に、公家や武家、僧侶等の階層を超えて行われていた。また、『師守記』においても「茶勝負」の記録が確認できた。

まず、懸物をかけた「茶勝負」の初見である「飲茶勝負」を『光厳院宸記』で確認できるが、この記録は法会後に遊芸が続いて行われていることを示している。

二、の一『光厳院宸記』にみる「茶勝負」

①正慶元年（一三三二）六月三日条

雨下、五壇法可為各檀賞之由、面々申請、^(一)而去年六波羅五壇法各有賞、連綿相統、似無念、（以下略）

②正慶元年六月四日条

今晚五壇法結願、昨日滿七ケ日、而依為御衰日一日延行也、非

晴儀、以後夜之次結願訖

今夕外宮鮎形御劍事、有仗議、右府（久我長通）已下參云々

③正慶元年六月五日条

晴、資名卿・頼定卿已下少々近臣等祇候、有飲茶勝負、被出懸物、知茶之同異也、實繼朝臣・兼什法印、各一度勝之、給懸物、其後小一献、公秀卿參、頼定卿包丁、又有勝負、孔子分方、可調進絵一卷之由被定之

二、の一の解説

密教の法会である五壇法が行われた。正慶元年六月三日条は雨の下、五壇法賞の詮議があった。昨年の六波羅では五壇法賞もあり、連綿と続いていた。無念（妄念のないこと）に似ている。昨日は満願であったが、衰日（忌日）にあたり一日延期し、四日の暁に修了となった。今夕、公卿の仗議（議定）があり、太政大臣の久我長通らが参上した。翌五日には前述の通り「飲茶勝負」がはっきりと記されており、日野資名、冷泉頼定をはじめ数名の公卿、三条實繼、東寺大僧都、兼什法印が懸物を賭けて「茶の同異を知る」「茶勝負」を行った。實繼と兼什が各一度勝った。その後、軽い酒宴に続き、三条公秀が参加して再び勝負をしているが、孔子で分け方を決め、絵一卷を調進（謹呈）すべきことが定まった。「飲茶勝負」の内容は不明であるが法会の一つ「五壇法」と「茶勝負」がともに宮中行事の一環の中で行われていた様子がうかがえる。次に、前述した中原師守の『師守記』（前掲6）における「茶勝負」記録の内容を見

る。

二、の二『師守記』にみる「茶勝負」の概要と特徴

『師守記』の「茶勝負」記録九回（21表1）を概説する。「茶勝負」の内容は「十服茶」（22）が五回、「十種本非」（23）二回、「大服茶」（24）と「本非」が各一回の計九回である。また、懸物のある「茶勝負」は二回であった。九回の開催時期は暦応三年（一三四〇）では一月が一回、二月三回、四月一回である。同四年（一三四一）では一月開催であり、計六回が春季に行われている。貞和元年（一三四五）は十一月二回、貞治元年（一三六二）十二月一回で冬季開催であった。さらに、宮中行事の「季御読経」に準じた公事の「園韓神祭」（平安京宮内省内に鎮座していた園神・韓神の例祭・国史大辞典以下同じ）、「釈奠」（孔子をはじめとする儒教の先哲を先聖・先師として祭る祭儀）、「大原野祭」（祭祀はすべて藤原氏一門の氏神である奈良の春日大社に準じる）、「吉田祭」（大原野の大原野祭に準じて、吉田祭が朝廷の祭である公祭に列する）等に合わせ「茶勝負」が行われていた。これらの諸法会は概ね春秋の二季に行われた。

二、の三『師守記』にみる「茶勝負」の登場人物と懸物

『師守記』における「茶勝負」記録の登場人物は中原家（25）の人物と検非違使別当の唐名大理卿や刑部省や大宰府の官人である大判事博士大夫、近衛・鷹司など、従一位や関白に任じられている公家の参加が多い。一方で、建武新政府直後設置された訴訟機関（雑訴決断所）に関係した中御門経季（中坊城前宰相経季卿）畿内担当の中原章有、山陰道担当官の坂上明成ら下流廷臣も参加していることから、官位も多様であったことがわかる。五撰家の一つ鷹司家では後円光院前関白（一三〇五〜三七）とよばれた冬教が載り、その冬教の養子となる師平（一三一〜一三五三）が登場する。さらに、五撰家筆頭の近衛家、前関白近衛経平（一二八七〜一三一八）の名前が見える。しかし、暦応三年（一三四〇）の記録に鷹司冬教と近衛経平が載るのは、既に没している為、疑問が残る。大理卿の位を持つ柳原資明（一二九七〜一三五三）は光厳天皇に仕え、『光厳院宸記』正慶元年（一三三二）六月五日条の「飲茶勝負」に登場する日野資名は兄と思われる。暦応三年一月二十五日条には師守自身も参加している。僧侶のうち、善覚は美作国の八坂神社の御分霊をお祀りした弘仁七年（八一六）創建の善覚「木山神社」の寺僧であるうか。覚照房は興福寺大乘院か否かである。また、専阿父子とあるが、専阿を阿弥号として見たとき、同朋衆を想像することができよう。彼らは室町幕府時代に特に活躍したことは著明であるが、それ以前に公家や大寺院にも存在していたようである（26）。検討が必要な人物である。

また、女性や山伏律師（修験道の僧官）、陰陽師（陰陽寮に置かれた官人）など多様な階層の人物が確認できた。

中原系図⁽²⁷⁾によると師守には三人の姉がいたが、『師守記』でも敬意を払って三番目の姉が「御料人」と呼ばれた女性である。貞和元年（一三四五）十一月十一日条「十服茶会」に登場する。（□は不明）

□夜於予方□□□□己下有□□□（十服）茶会、□料人入御
師守師

「茶勝負」記録二回の懸物の内訳を見ると、暦応三年（一三四〇）一月の懸物は香炉（香を炷く用具）、馬鞞（馬具の装束の緒）、蠟燭や燭台、筥、茶碗である。一方、暦応四年（一三四一）一月の二種の懸物は、檀紙と扇一本という日頃常用するものであり、二回とも参会者による持寄りであった。

【おわりに】

本稿の目的は日本中世文化における、「茶の湯」以前の「喫茶」文化の実態を求めることであった。従来、天皇家における公事の「喫茶」の実態は、中世の儀式書において詳細に語られることはなく、古代の『西宮記』や『江家次第』などの儀式書に則っていることが判明した。

これらの一次史料を確認すると、法会の一つである「季御読経」

の「喫茶」は、宗教的・儀式的な要素が継続して存在し、法会後には衆僧に饗応する「引茶」が行われた。なお、儀式後には遊宴を伴う饗応で終わることが確認できた。「季御読経」は、煎茶を中心として施された代表的な法会行事の一つであった。

従来、公事の一つである「季御読経」の年次の確認は、始まりが一般的に八世紀の『公事根源』にみえる天平元年八月（七二九）である。一方終わりは、研究者によって十三世紀の『猪隈関白記』に承元三年（一二〇九）、『民経記』天福元年（一二三三）に更新記録があるとされている。しかしながら、本研究過程において『師守記』では、本稿四頁一、の四の①で記載したように、過去の実績「季御読経三月例」（寛元元年（一二四三）から徳治元年（一二三〇六））が確認できた。さらに、②では暦応三年（一三四〇）の報告の記載もある。③では保安二年（一二二二）の最勝講の例を挙げ、仁王会、「季御読経」の実施を載せている。

よって、公事「季御読経」は『師守記』の記録によって再更新されていることを明らかにした。「季御読経」の年次が下がって行われたことの意義は、公事が途切れることなく継続していたことを示す。

また、十四世紀に入ると、『光厳院宸記』が遊芸としての喫茶形態である「飲茶勝負」を記録している。この資料は懸物を伴う「茶勝負」の初見として周知されるが、それは「五檀法」の結願日に合わせて行われていた。

さらに、『師守記』の暦応三年二月廿一日条には、頭書に「茶勝負」実施の記載がある。同様に、暦応三年から貞治元年（一三六二）の「茶勝負」記録九件のうち六件では、春の「季御読経」に準じた公事と連続して「茶勝負」が開催されていた。これは公事の法会行事と遊芸が一環した行事の中で行われていた証跡と言えよう。天皇家・公家の茶は宮中の公事の中から育まれ、「引茶」と「茶勝負」は天皇家の公事と、遊芸の嗜みがあったことを表し、同時に不可分な関係でもあったと言つてよい。

すなわち、日本中世文化における「喫茶」は、公事と平行して行われた私的な遊芸の「喫茶」によって形成されていた。「茶の湯」以前の喫茶文化は希薄と言われていたが、実は公事を中心に年次的にも継続しており、先に述べたように、天皇や公家を中心に行われて、日本中世文化を支えていたと結論付けられよう。

【参考文献・引用文献】

1 引茶とは茶葉を粉末にした抹茶のこと。碾茶てんちゃともいう。季御読経の制度が始まり、その第三日に衆僧しゅうそうに茶を賜る儀式があり、これを「引茶」または「行茶」と称していた 国史大辞典 吉川弘文館 一九九三年

2 「茶勝負」↓二、遊芸のひとつ「茶勝負」について（7頁）に記載

3 『七十一番職人歌合』二十四番「一服一銭」と「煎じ物売り」東

4 京国立博物館 『年中行事秘抄』『年中行事抄』・『師遠年中行事』・『師元年中行事』・『師光年中行事』続群書類従第十輯上 卷第二百五十三 公事部

『年中行事抄』二月

季御読経事。或三月。四箇日。初後日無政。

兼日定日時僧名。第二日引茶。第三日御論義。第四日朝座結願。

（中略）

貞観元年二月。請六十四口僧於東宮。読大般若経。今日起首。限三日訖凡貞観之代。毎年四季転大般若経。元慶元年三月。屈百廿口僧於紫宸殿限以三日。転読大般若経。今上踐祚之後。二季修之。変貞観四季之例也。

（中略）

式部省行諸国一分除目事。御障子本正月廿一日

清涼記云。前一日。（中略）

西宮記云。卿参省行之。（中略）

三省政申事。

西宮記云。近代不行

中原家の年中行事書は『師遠年中行事』、『師元年中行事』、『師光年中行事』がある。これらも季御読経の文字は載るが「…西宮記云」と記しており『西宮記』等を先行書としている。また、藤原

重隆著には『蓬萊抄』（一一〇三年頃）、『雲囚抄』（一一一八年頃）の有職書がある。後醍醐天皇親撰である『建武年中行事』（和田秀松『建武年中行事註解』講談社学術文庫八九五 一九八九年九月）建武元年（一二三三四）頃成立）では『江家次第』等を先行書としている。

5 『光厳院宸記』↓『花園院宸記』第三十四卷解題 宮内庁書陵部
一九九二年「：伏見宮では、この元弘二年（一二三三二）春秋記と元弘元年（一二三三一）冬記の二巻を『光厳院宸記』としていたようで（中略）霊元天皇は本記が『花園院宸記』との御認識であったことがわかる。（中略）書写された本記は、『花園院宸記』の外題をつけられ、東山御文庫に現存している。」

6 中原師守『師守記』一、三、六 続群書類従完成会（史料纂集）
一九八七年、国立国会図書館『師守記』六十四巻史料纂集古記録編第四九、『師守記』第十八木書店 二〇一四年
南北朝時代の明法（律令など国家の定める諸法令）官人中原師守の日記。兄である局務大外記中原師茂のもと、みずからも朝廷の組織の最高機関である太政官に属した職の外記のうち、下位職である少外記、記録所寄人としての立場から北朝の朝儀・公事を中心にした記録である。師守の父は大外記師右である。北朝にあつて大炊頭を経て建武二年（一二三三五）権少外記に任ぜられ、同四年雅楽頭を兼ね、暦応元年（一二三三八）少外記に転じ、雅楽頭を止め主計権助を兼ねたが、この年以降『外記補任』にみえない。

（国史大辞典）

7 ①芳賀幸四郎「茶の伝来」『図説茶道大系第2茶の文化史』角川書店 一九六二年 64頁 「茶はこのように、平安中期以後、（中略）薬用を主としたもので、（中略）文化の国風化の進展とともに、唐風文化の一環としての茶の衰退は、いまやおおうべくもない傾向であった」

②中村修也「栄西以前の茶」谷端昭夫編『茶道学大系二茶道の歴史』淡交社 一九九九年 351頁「平安中期以降に喫茶文化が衰退したという説の最大の根拠は史料から茶が消えることにある」

③海老名尚「宮中仏事に関する覚書―中世前期を中心に」『学習院大学文学部研究年報四十号』一九九三年 87頁「鎌倉時代に入り、（中略）僧侶の季御読経勤仕の遁避といった状況にいたつた（中略）季御読経は鎌倉末期には中絶していたものと思われる」

8 『日本三代実録』貞観元年（八五九）で四季の御読経成立し、陽成帝期の元慶元年（八七七）に春秋の二季御読経成立し、陽黒板勝美「日本三代実録」『国史大系』第四巻 吉川弘文館 一九六六年

9 『今昔物語』新日本古典文学大系巻19（小峯和明） 岩波書店 一九九四年

10 源高明『西宮記』改訂増補 故実叢書七巻故実叢書編集部 明治図書出版 一九九三年

- 11 『親信卿記』大日本史料第一編三十四、三十五 東京大学史料編纂所 一九七五年
- 12 大江匡房『江家次第』正宗敦夫 日本古典全集刊行会一九三一年
- 13 蔵人式くろうどしき 蔵人所職員の職務や儀式作法の規定をあつめた式。寛平二年（八九〇）に橘広相たちばなのひろみによって作成された。日本大百科全書
- 14 前脚注7—② 353頁
- 15 相馬範子「季御読経における引茶について」『藝能史研究』一六九号14頁
- 16 仁王会 倉林正次「季御読経考」『神道宗教第百号』神道宗教学会235頁
- 17 前脚注7—② 360—2頁
- 18 「闘茶」の呼称は管見の限り、延文—応安年間（一三五—一七五）に成立したとされる『異制庭訓往来』に「闘茶会」が、『新撰之消息』に「闘茶」が記されている
- 19 橋本素子『中世の喫茶文化』歴史文化ライブラリー461 吉川弘文館 二〇一八年二月 85頁
- 20 林屋辰三郎『日本を創った人びと10. 佐々木道誉』平凡社 一九七九年 38頁
- 21 表1『師守記』の「茶勝負」の一覧表（14頁）
- 22 十服茶 闘茶とうちやで一〇服の茶を飲み試みること。南北朝時代には
- 23 じまり、当初は四種の茶を用いた 日本国語大辞典（以下※）
京都榎尾産の茶（本の茶）と他の地方産の茶（非の茶）。本茶と非茶。※
- 24 大服茶 現在の大服茶は元旦に若水たで点たてた茶。茶に、梅干、山椒、昆布、黒豆などを入れて飲むもの ※
- 25 中原家は十市首とおちのおむとの子孫で天禄二年（九七一）に十市有象の時に中原姓を賜る。明経道の博士家となり代々大外記を世襲した。
- ※
- 26 同朋衆どうぼうしゆうの活動は足利義政の時代に特に顕著である。（中略）幕府將軍家のほかに諸大名・大寺院などにも同朋が存在するようになったことが知られる。国史大辞典 今泉淑夫
- 27 尊卑分派 吉川弘文館 および『師守記』第十一卷 解題297頁

表1『師守記』の「茶勝負」記録

年	西暦	月日	登場人物	キーワード	内容	懸物の有無と内容	備考	公事	
1	暦応3	1340	1月25日	師守、覚照房、善覚	十種本非	十種本非頓行懸物等被出之、□□家君香炉・馬鞆(しりがい)、頭殿蠟燭一疋并臺、予懐手・笛、外史、茶垵二、覚照房一段、善覚雜紙一束也、	□□家君香炉・馬鞆、頭殿蠟燭一疋并臺、懐手・笛、外史、茶垵二、覚照房一段、善覚雜紙一束	持寄り	園韓神祭
2	暦応3	1340	2月17日	—	十服茶	庚子、天晴、自今日予精進如何、今夜有十服茶、今年初度也、有共興者也、勝負也、	無		積算
3	暦応3	1340	2月19日	鷹司師平、後円光院(鷹司冬教)、近衛前関白経平、…毎月之儀也、	十服茶	(頭書)今日有十服茶、負沙汰也、有引出、如形有之、自今日予七日間修百万遍念佛	無		園韓神祭、百万遍念仏
4	暦応3	1340	2月21日	—	大服茶(勝負有)	今朝昨日頭卿申季御説経三月例、被注遣了、注裏、(頭書)今日大服茶、勝負事有之、(裏書)廿一日 季御説経三月例 寛元〃三廿四春季季御説経始也、 宝治元・三・廿三同始 文永五・三・廿二同始 建治三・三・廿 同始 弘安三・三・十三同始 嘉元二・三・廿五同始 徳治元・三・十八同始 此外猶存例」	無	季御説経三月例可被注進云々、	大原野祭
5	暦応3	1340	4月19日	大理卿柳原資明、中坊城前宰相経季卿等云々、衆中家君、大判事坂上明成、博士大夫判官中原章有、佐渡大夫判官中原秀清・高倉大夫判官章世等、…	十種本非	…(中略)是日、家君自文殿御歸華之後、有御會、十種本非成、兵部□(丞)師幸進茶、非無興者也、幸甚々々、	無		吉田祭
6	暦応4	1341	1月11日	山伏律師良清、善覚	本非沙汰	今日山伏律師良清華種已下持參之、一興 / \、出懸物二種、檀紙一帖・扇一本、有本非沙汰、茶五種、予一矢教、□(取)扇1本、二矢教、善覚檀紙一帖取之、当年始祝着 / \、幸甚〃〃、	出懸物二種、檀紙一帖・扇一本、有本非沙汰、茶五種、一矢教、□(取)扇1本、二矢教、檀紙一帖	持寄り	白馬節会
7	貞和元	1345	11月11日	師守姉	十服茶会	(頭書)今夜於予方□□□□已下有□□(十服)茶会、□(御師守姉)	無		(中原師顯遠忌)
8	貞和元	1345	11月12日	陰陽師	十服茶	今日石塔日次被尋陰陽師、以詞計申之、使者善覚、(頭書)「今日又有十口服茶、」	無		
9	貞治元	1362	12月21日	專阿	十服茶会	今日東南院宮行申、美濃國一五六条郷事、智恵光院陳状(等廻覽之、開□)付進家君了、(頭書)「今夜□(於)助教殿曹局十服茶会、專阿父子三人有座、」	無		—

(2018年1月26日田村妙子作成)

出典:『師守記』第1、3、6は『史料纂集』(続群書類従完成会 1987年)、第10は『史料纂集』(八木書店 2014年)

The Role of Tea in Medieval Japanese Culture —Tea in Imperial Rituals and as an Artistic Accomplishment—

TAMURA, Taeko

In ancient times, the tea ceremony (*kissa*), as represented in the imperial family's seasonal religious ritual of *kinomidokyo*, involved partaking of tea (*hikicha*) and then after the religious ritual, serving tea (*secha*) to monks and the imperial household. The religious and ceremonial element of the tea ceremony in *kinomidokyo* continued into the tea culture of the Middle Ages.

This article considers the actual role of the tea ceremony before it achieved the medieval simplicity for which it is well known. Reference is made to such ancient codes of behavior as the *Saikyuki* (10C), and for games around the tea ceremony to later records in the *Moromoriki* (14C).

These materials demonstrate how tea-related practices in the *kinomidokyo* both persisted and evolved over time. It can be seen how the development of the tea ceremony as a pastime, including games involving tea (*chashobu*) popular with the imperial family, supported the tea ceremony in achieving its status in medieval Japanese culture.